

京都市告示第458号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年11月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 | 旧新別 | 延長 | 敷地の幅員 |
|----------|--|-----|---------------|---------------------|
| 小栗栖経39号線 | 伏見区小栗栖中山田町10番地の4地先から 同町15番地の13地先まで | 旧 | メートル 17.80 | メートル 4.65 ~ 5.15 |
| | | 新 | 17.90 | 5.05 ~ 6.06 |
| 小栗栖経45号線 | 伏見区小栗栖中山田町15番地の23地先から 同町20番地の14地先まで | 旧 | 14.00 | 6.03 ~ 6.04 |
| | | 新 | 14.00 | 7.41 |
| 羽束師13号線 | 伏見区羽束師菱川町610番地の69地先から 同町610番地の133地先まで | 旧 | 42.00 | 1.06 ~ 1.11 |
| | | 新 | 46.00 | 6.52 ~ 10.96 |

(建設局土木管理部道路明示課)